

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◊ 非嫡出子の相続区分は合憲か否か

Q: 私には、妻や子供がおりますが、恥ずかしながら、愛人にも子供がおりまして、すでに認知もしています。もし、私が死亡した場合、愛人の子供の相続分は、法律上、実子の相続分と区別されると聞きましたが……。

A: 民法900条では、非嫡出子の法定相続分は、嫡出子の1/2とされています。非嫡出子とは、婚姻していない男女間に生まれた子供をいい、認知をしている愛人の子供などが該当します。この「区別」は、憲法14条の「法の下での平等」に違反しているか否かが問題となっています。

この7月5日に最高裁判所が下した判決は次のようなものです。

①法律婚主義を採用している限り、嫡出子と非嫡出子との差異は仕方がない。

②法定相続分は、遺言のない場合などにおいて補充的に機能する規定である。

以上のことから嫡出子と非嫡出子との区分は著しく不合理ではなく「区別」は合理的であり、合憲であるという判断を下しました。又「出生の責任は被相続人にあり、何の責任もない非嫡出子を法律上差別するのは、合理的ではない。」「この規定は、非嫡出子が嫡出子に劣るという観念をつくる原因となっている」などの補足意見も述べられました。

反対に、東京高等裁判所などでは区別は違憲であるという判断が示され、今後の審議が注目されているのが現状です。

ご相談の場合、現状をふまえた上で争続とされないよう遺言を残されるとよいでしょう。

